

○群馬県警察術科技能検定に関する訓令

平成29年9月1日本部訓令甲第11号

群馬県警察術科技能検定に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察術科技能検定に関する訓令

群馬県警察術科技能検定規程（昭和30年群馬県警察本部訓令甲第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号。以下「警察庁訓令」という。）に基づく術科技能検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（合格基準）

第2条 技能検定の合格基準は、警察庁訓令第3条の規定による。

（実施者等）

第3条 警察庁訓令第4条の規定により、技能検定の実施及び合格の決定を行う者は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）とする。

2 技能検定の審査を担当する者は、警務部教養課の術科指導者とする。

3 技能検定の事務は、警務部教養課において行う。

（実施）

第4条 教養課長は、次により、技能検定を実施するものとする。

（1）技能検定の種別ごとに、毎年1回以上実施すること。

（2）初任科生に対し、逮捕術の基礎級及び各種別の初級の技能検定を実施すること。

（3）前各号のほか、必要により、随時、実施すること。

2 教養課長は、技能検定を実施する場合は、あらかじめ、技能検定の実施の期日、場所その他実施上必要な事項を所属長に通知するものとする。

3 教養課長は、技能検定の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（1）技能検定が職務執行に直結するものであることを念頭に置いた上、真に当該級位を履修していると認められている者を合格させること。

（2）逮捕術の基礎級の技能検定においては、受検者が採用後間もない者であることから、安全管理面に特段の配慮をすること。

（受検の申請）

第5条 技能検定を受けようとする者は、所属長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請を受けた所属長は、当該申請に係る者が適任であると認めた場合は、技能検定受検申請書（別記様式第1号）を教養課長に提出するものとする。

3 所属長は、受検の申請に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

（1）逮捕術の基礎級については、初任科生として任用後、原則として2か月以内に取得させること。

（2）各種別の初級については、原則として初任科修了時までの間に取得させること。

（3）前各号の規定による期間内に取得できなかった者については、当該取得できなかった者の習熟状況に応じ、適切に指導した上、可能な限り、早期に取得させること。この場合において、最初の逮捕術の基礎級の技能検定において取得できなかった者に対しては、初級の技能検定までの間に取得させるよう努めること。

（合格の取消し）

第6条 所属長は、警察庁訓令第5条の規定による技能検定合格の取消し（降級を含む。以下同じ。）を適当と認める者があった場合は、技能検定合格取消（降級）上申書（別記様式第2号）により、本部長に上申しなければならない。

2 本部長は、前項の規定による上申があった場合において、被上申者の技能検定合格の取消しをしたときは、所属長を経て、当該被上申者に通知するものとする。

（合否の管理）

第7条 教養課長は、技能検定の合否について、所属長を経て、受検者に通知するものとする。

2 教養課長は、技能検定の合格又は取消しの状況について、群馬県警察ワイドエリアネットワーク

の運営に関する訓令（平成23年群馬県警察本部訓令甲第10号）に規定する適用業務に登録し、管理するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に従前の逮捕術、けん銃操法又は救急法の技能検定により級位を取得している者は、この訓令に定める当該級位の技能検定に合格したものとみなす。

3 この訓令の施行の際、日本赤十字社の救急法救急員又は救急法指導員の資格を取得した者は、それぞれこの訓令による救急法の初級又は上級の技能検定に合格したものとみなす。

別記様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

所 属 長

技 能 検 定 合 格 取 消 (降 級) 上 申 書

所 属	
階 級	
氏 名	
合格技能の種目 及 び 級 別	
合格の取消し (降級)を必要 と認める理由	
参 考 事 項	